

(質問1) エネルギー政策は国の根幹にかかわるものです。風力発電と再生可能エネルギーについて質問します。お考えに近いもの(複数可)を選んでください。

- ① 再生可能エネルギーとしての風力発電の導入は、積極的に行うべきだ。
- ② 風力発電の導入に関して、環境負荷や住民合意をみながら、慎重に行うべきだ。
- ③ 風力発電の導入に関して、日本という狭い国土や風況を考えると、別の再生可能エネルギーに力をいれるべきだ。
- ④ 再生可能エネルギーよりも、原子力発電により安定した電源を確保するべきだ。
- ⑤ 再生可能エネルギーよりも、火力発電により安定した電源を確保するべきだ。
- ⑥ その他()

選択した回答の理由を教えてください。

先端的に北海道は風力発電による再生可能エネルギー生産の
この協力をいいたい(いることについて、住民の健康被害等がある場合、すみやかに、
その設置位置の再検討等、政府はあらゆる可能性を鑑みて善処
すること、住民の権利(環境権、健康文化的な生活を営む権利)を守るため、
(質問2) 風力発電を導入する場合、環境アセスメントの手続きにより、環境負荷を低減し
た開発が求められます。現在の環境アセスメントは事業者が自主的に行うもので、行政は助
言するだけ、市民は意見を述べるだけで、強制力はない制度となっています。(特記：近年注
目の洋上風力発電においては、海の生態系について調査・方法が未確立との理由から環境ア
セスメント調査をしないままに進められています。)

憲法上でも定められて
いる国の
責務で
あるから。

アセスメントについて、質問します。もっとも近いものを選んでください。

- ① 現状のアセスメントには全く問題がなく、特に見直しは必要ない。
- ② 現状のアセスメントは手続きに時間がかかる。もっと簡略化するべきだ。
- ③ 現状のアセスメントでは十分に環境に配慮したものと言えない、見直しが必要だ。
- ④ その他(国際基準に従い、国際的にその調査方法を)

選択した回答の理由を教えてください。

海洋の環境資源は、国際的影響を有するため。
また、国内の土地利用においても、SDGsの国際基準を参考に
する必要があるのである。

(質問3) 低周波音による人体への影響については、風力発電施設に限らず、道路交通の騒音やエコキュートの騒音などが、以前から指摘されています。例えば、「低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」(2013年12月 日本弁護士連合会)があります。低周波音による人体への影響についてもっとも近いものを選んでください。

- ① 低周波音の人体への影響の評価等の問題があるという認識はない。
- ② 低周波音の人体への影響の評価についてはむしろ過剰な面もあるため、もっと緩和するべきだ。
- ③ 低周波音の人体への影響については、十分に調査が行われていないという認識だ、調査や見直しも必要だ。
- ④ その他 (日弁連の意見書に従い、調査を造れ、客観的根拠を)
根拠を示す必要がある。

選択した回答の理由を教えてください。

現代における携帯電話等(電子レンジ)を使用する私達に
対し、気を付けなければいざい事情もあり得るため、客観的根拠に
基づいて、今後の指標を示す必要があるから。

(質問4) 風力発電施設が鳥類など自然環境に影響を与えるという指摘があります。もっとも近いものを選んでください。

- ① 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は全く問題がなく、特に見直しは必要ない。
- ② 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は厳しすぎる。もっと緩和するべきだ。
- ③ 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は十分に自然環境に配慮したものと言えない、見直しが必要だ。
- ④ その他 (客観的根拠を示す研究を造る必要がある。)

選択した回答の理由を教えてください。

質問3同様、環境への影響等を客観的に示す研究を
政府が助成する等、調査に対し支援することで研究を
進めなければならない。

(質問5) 風力発電施設の景観への影響について、現状に課題があるという指摘があります。もっとも近いものを選んでください。

- ① 現状の景観に関する基準は全く問題がなく、特に見直しは必要ない。
- ② 現状の景観に関する基準は厳しすぎる。もっと緩和するべきだ。
- ③ 現状の景観に関する基準は十分に住民や観光に配慮したものと言えない、見直しが必要だ。
- ④ 風力発電では景観に関する問題があるため、別の再生可能エネルギーに力をいれるべきだ。

⑤ その他

景観は見る人により異なる印象とすべきため、
規制対象の基準に
基づき定めるべきだ。

選択した回答の理由を教えてください。

主観的「印象」は千差万別なので、客観的基準をもって
検討する必要がある。

(質問6) 北海道第4区では、再エネ海域利用法による洋上風力発電の有望な区域として「石狩市沖」「岩宇・南後志地区沖」「島牧沖」の3区域が選定されました。

離岸距離が近すぎて健康影響が懸念されるだけでなく、景観や自然環境を破壊し、沿岸漁業や住民生活への影響も懸念されています。石狩湾、積丹半島、弁慶岬周辺、茂津多岬周辺は「生物多様性保全の観点から重要度の高い海域（沿岸域）」に指定されています。野生生物にとっても、漁業資源にとっても重要な海域に間違いありません。海洋生物への影響の予測をしなくとも、強引に進めてられてしまう風力発電事業に疑問を感じています。このことについて、どうお考えですか？

海洋生物や資源への影響について、国際基準も含めて
客観的「研究調査」を定める必要がある。質問1で回答した
通り、国の責務を果たせる方法をとる必要がある。

(質問7) 石狩市は「石狩市風力発電ゾーニング計画書」を策定しています。このゾーニング計画は平成29年・30年の2年にわたり、環境省の委託事業として5700万円の補助金を受けて、専門家・市民・行政の協力のもと、「ゾーニング手法検討委員会」、3つの「作業部会」で協議して案をまとめ、パブリックコメントを募集し、「石狩市環境審議会」で審議をし、いくつもの市民参加手続きを経て策定されました。その結果、導入可能エリアの面積は陸域・洋上ともに0km²でまとめられました。

1) 石狩市(行政)は一般海域の洋上風力発電の促進区域に手挙げをしました。これは、市民参加手続きをないがしろにするものだと思いますが、どのようにお考えですか？

手挙げをしても、専門家・市民・行政で「ゾーニング手法検討委員会」「作業部会」で協議し、「石狩市環境審議会」でまた、市民参加手続きを経て策定した計画書がOKなところでは、市民意見の重視や客観的研究を重視した結果であるから、適切だと考えます。

2) 風力発電実施事業区域に「環境保全エリア」が堂々と含まれる計画をどう思いますか？

風力発電自体が、脱原発のための再生可能自然エネルギー計画であるため「環境保全」に含むとの認識もあり得ず、そのため、客観的環境アセスメント(研究調査)が重要であると思ふ。

(質問8) 小型風力発電(1000kW未満)については、石狩市では「ガイドライン」によって風力発電設備の設置及び運用の基準が定められています。しかし、経産省に受理されたIDが転売されて、何度も同じ地番の説明会があることもあれば(売電単価55円/1kWh)、突然計画が持ち上がることもあり、住民にはわかりにくいものになっています。FITが転売ビジネスの温床になっていることについて、どう思いますか？

事業者任せで行政が対応するのは危険である。そのため、行政が積極的に介入し、住民に分かりやすい進行を任せる市民主導の団体(町内会やNPO法人等、ここに議員が支援料)の意見を的確に事業者と共有するべきである。

また、小水力発電等、小型の発電の可能性は、多岐にわたるため、広く情報共有と研究に基づき取り組みが必要である。